第　　号意見書案

資料３

台湾の世界保健機関（ＷＨＯ）へのオブザーバー参加を求める意見書

コロナ禍以前のインバウンドの増加にもみられたように国際化が進展していく中で、国境を越える感染症をはじめとする地球規模での脅威も増大し、こうした脅威に迅速かつ的確に対応していくためには、世界的な危機への対応が可能となる体制の構築が重要であり、そのためにはこれまで以上に関係各国・地域との感染症に関する情報の共有などの緊密な連携が必要となる。

こうした中、台湾については、2017年からは世界保健機関（ＷＨＯ）の年次総会へのオブザーバーとしての参加が認められておらず、2021年には先進７カ国（Ｇ７）外相会合が「我々は、世界保健機関（ＷＨＯ）の諸フォーラム及び世界保健総会への台湾の意義ある参加を支持する。国際社会は、新型コロナウイルスのパンデミックへの対処に関する台湾の成功裏の貢献を含め、全てのパートナーの経験から恩恵を得られるべきである。」との共同声明を出しており、未だに収束の行方が見えない新型コロナウイルスだけでなく、新たな感染症の世界的な拡散防止に、地球規模での公衆衛生・防疫体制を構築する必要がある。

大阪府においては、1985年に親善議員連盟を設立するなど、台湾との間でこれまで長期間にわたり、経済面・文化面など様々な分野における交流が活発に行われてきており、双方での企業の進出や留学生の行き来なども盛んである。

よって、国においては、台湾の世界保健機関（ＷＨＯ）への参加支持をすでに表明している各国・地域とも連携し、関係諸国の理解を求め、台湾の世界保健機関（ＷＨＯ）へのオブザーバー参加の実現へ向けた一層の取組みを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

第　　号意見書案

中華人民共和国に対する人権の尊重と人権侵害問題への非難を求める意見書

中華人民共和国（以下「中国」という。）が新疆ウイグル自治区において、大規模な恣意的勾留、人権弾圧を行っていることに国際社会は深く憂慮している。

国際連合人権理事会は、中国政府に対して人権活動家の拘束をやめることや、ウイグル人等の少数民族の権利を守ることを求める勧告を採択している。中国政府は国際連合安全保障理事会の常任理事国という責任ある地位を占めるのであれば、これらの勧告をはじめ、国際社会の声に真摯に耳を傾け、新疆ウイグル自治区の人権状況について透明性のある説明をすべきである。

中国の人権侵害に対して、ともにＧ７を構成する国々が加盟する欧州議会や、米国議会等の取組みに倣って、国連憲章と国際法の遵守を迫る国際世論を高め、外交的に包囲していくことが重要である。これらの人権を侵害する行為等に対し、抗議の声を上げなければいけないが、政府は「人権状況について懸念をもって注視している」という趣旨の発言に留まっており、諸外国に比べて、明確な姿勢を出していない状況にある。

よって、本府議会は、国会及び政府に対し、中国政府による新疆ウイグル自治区における行為の調査を行い、併せて、香港、ウイグル、チベット及び南モンゴルへの人権侵害について諸外国と共に人権の尊重と人権侵害問題に対する非難を行うよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。